

復刻版

憲法普及會編

あたら
新しい憲法
けんぽう
あか
明るい生活
せいかつ

|| 大切に保存して多くの
|| 人人で回読して下さい ||

新しい日本のために——発刊のことば

古い日本は影をひそめて、新しい日本が誕生した。生れかわった日本には新しい国の歩み方と明るい幸福な生活の標準とがなくてはならない。これを定めたものが新憲法である。日本国民がお互いに人格を尊重すること。民主主義を正しく実行すること。平和を愛する精神をもつて世界の諸国と交りをおつくること。

新憲法にもられたこれらのことは、すべて新日本の生きる道であり、また人間として生きがいのある生活をいとなむための根本精神でもある。まことに新憲法は、日本人の進むべき大道をさし示したものであつて、われわれの日常生活の指針であり、日本国民の理想と抱負とをおりこんだ立派な法典である。

わが国が生れかわつてよい国となるには、ぜひとも新憲法がわれわれの血となり、肉となるように、その精神をいかしてゆかなければならない。実行がともなわない憲法は死んだ文章にすぎないのである。

新憲法が大たん率直に「われわれはもう戦争をしない」と宣言したことは、人類の高い理想をいいあらわしたものであつて、平和世界の建設こそ日本が再生する唯一の途である。

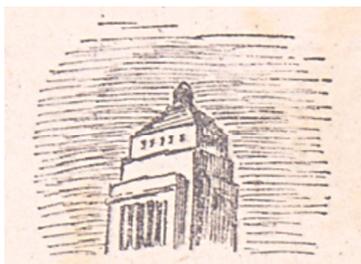
今後われわれは平和の旗をかかげて、民主主義のいしずえの上に、文化の香り高い祖国を築きあげてゆかなければならない。

新憲法の施行に際し、本会がこの冊子を刊行したのもこの主旨からである

昭和二十二年五月三日 憲法普及会会長 芹田 均

新憲法の特徴

私たちの生活はどうなる



◇生れかわる日本

昭和二十二年（一

九四七年）五月三日

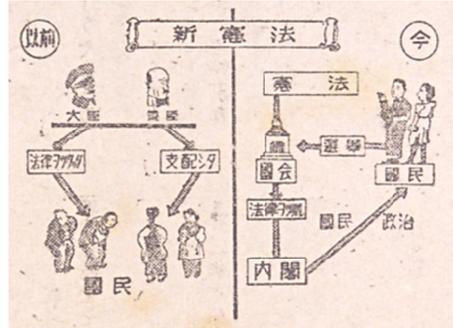
——それは私たち日本国民が永久に忘れてはならない新日本の誕生日である。私

たちが久しい間待ち望んでいた新憲法が、この日を期して実施されるのである。

新憲法が私たちに与えてくれた最も大きな贈りものは民主主義である。民主主義政治ということを一口に説明すれば「国民に

よる、国民のための、「国民の政治」ということである。民主的な憲法のもとでは国民が政治をうごかす力を持ち、政府も、役人も、私たちによってかえることができる。多数のものが望むこと、多数のものがよいときめて法律で定めたこと、これを実行してゆくのが民主主義である。

私たちは民主主義を口にする前に、まずすべてのものごとをよく知り、正しい判断を持つように心がけなければならない。特にわが国では今まで政治は一部の人々が思うままに動かしていたため、一般国民は政治について教えられることが少なく、自分の意見をのべることも窮屈であった。また自分の考えをまとめるだけの勉強も足りなかった。だから私たちは新憲法の実施をよい機会として政治のことを熱心に学ぶ必要



続いてきた古い因襲を大幅に改めることになった。家族制度も大きくかわった。女の地位も男と同等となった。憲法に附属する民法その他の法律によってこまかい点は数えきれないほどかわってくる。このように法律だけが新しくなっても、かんじんの頭の切りかえがでなくては何の役にも立たない。

がある。なぜならばこれからは政治の責任はすべて私たちみんながおうことになったからである。新憲法はわが国に長い間

新憲法と共に新しく生れかわる日本——私たちも今こそ生れかわった気持で、この新しい時代に生きぬいてゆこう。

◇明るく平和な国へ

私たちの日本を明るく平和な住みよい国にすること——これが新憲法の目的である。新憲法の前文にはこの目的が力強くのべてある。

旧憲法では国の政治の最高の権限は天皇がお持ちになっていた。そのため一部の軍人や重臣などが天皇の名をかりて、わがまま勝手にふるまい、悪い政治を行うすぎが多かった。

新憲法では国の政治を行う大もとの力は国民全体にあることが明かにされた。従って国の政治は何よりもまず国民全体が幸福

な生活ができるようにおこなわれなければならない。決して特別な地位にある人や、一部の少数の人々のためにおこなわれるのではないことが、はっきりと示されたのである。

◇私たちの天皇

天皇は神様の子孫であるからというような神話をもととして、天皇の地位や権限をこの上なく重んじていたのが今日までのゆき方であった。

新憲法では天皇は日本の国の象徴であり、国民結び合いの象徴であるということが示されている(第一条)。これは私たち国民全体の天皇にたいする共通の気持をそのままあらわしたものである。

象徴というのは一つの「めじるし」であっ

て、これによって国そのもの、または国民結び合いの実際の姿がありありとわかることをいうのである。富士山をみれば美しい日本の国が、また桜をみればなごやかな日本の春がわかるというのが、そのおよその意味である。

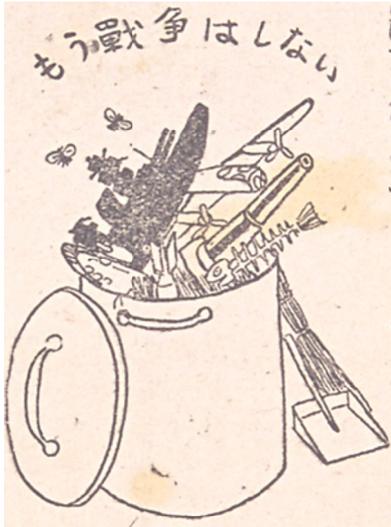
新憲法では天皇は従来とは違って国のいろいろの政治に当られないこととなり、政治の責任はすべて内閣、国会、最高裁判所がおうことになった。政治以外の国家的な行事についても、天皇の当られる国事は非常にすくなくなつた。(第二条―第七条)

このように天皇についての憲法の定めがかわつたので、わが国の国柄まですっかりかわつてしまったように思う人もある。たしかに政治をうごかす力は私たち国民のものであるということがはっきりと示された

し、形の上では、ずい分かわった。しかし私たちの天皇にたいする尊敬と信頼の気持ちによる結びつき、天皇を中心として私たちの国柄は一つに結び合っているという昔からの国柄は少しもかわらないのであるから国体はかわらないといえるのである。

◇もう戦争はしない

私たち日本国民はもう二度と再び戦争を



しないと誓った。(第九条)

これは新憲法の最も大きな特色であって、これほどはっきり平和主義を明かにした憲法は世界にもその例がない。

私たちは戦争のない、ほんとうに平和な世界をつくりたい。このために私たちは陸海空軍などの軍備をふりすてて、全くはだか身となつて平和を守ることが世界に向かつて約束したのである。わが国の歴史をふりかえてみると、いままでの日本は武力によつて国家の運命をのぼそうという誤つた道にふみ迷つていた。さらに近年は政治の実権を握っていた者たちが、この目的を達するために国民生活を犠牲にして軍備を大きくし、ついに太平洋戦争のような無謀な戦いをいどんだ。その結果は世界の平和と文化を破壊するのみであつた。しかし太平

洋戦争の敗戦は私たちを正しい道へ案内してくれる機会となったのである。

新憲法ですべての軍備を自らふりすてた日本は今後「もう戦争をしない」と誓うばかりではたりない。進んで芸術や科学や平和産業などによって、文化国家として世界の一等国になるように努めなければならぬ。それが私たち国民の持つ大きな義務であり、心からの希望である。

世界のすべての国民は平和を愛し、二度と戦争の起らぬことを望んでいる。私たちは世界にさきかけて「戦争をしない」という大きな理想をかかげ、これを忠実に実行するとともに「戦争のない世界」をつくり上げるために、あらゆる努力を捧げよう。これこそ新日本の理想であり、私たちの誓いでなければならぬ。

◇人はみんな平等だ

人はだれでもみんな生れながらに「人としての尊さ」をもっている。この尊さをおかさねないことが人として最も大切な権利であろう。新憲法は何よりさきに、まずこの権利を与えてくれる。(第十一条)

そして私たちの生命や自由を守り、幸福な生活ができるように、政治の上でもいろいろと考えてくれるように約束されている。

新憲法はこの考えをもととして十分な自由と権利とを与えてくれたのである。(第十三条)

軍閥が政治をおこなった時代には「国家のために」とか「国民全体のために」とかいう名目によって、私たちは、一部の政治権力を握る人々のために、働かされたり、権利をふみにじられたこともしばしばあつ

た。これからは私たちは自分の権利を守る
 ことができるというばかりでなく、国の政
 治は国民みんなの自由と幸福を何よりも大
 切に考えておこなわれることになった。

またすべての国民は法律上は全く平等で
 あって、あの人は家柄がいいから私たちちよ
 りえらいとか、女は男より卑しいものだと
 か、そんな差別は一切ゆるされないことと
 なった。華族制度も廃止されて国民はみな
 平等の時代となったのである。(第十四条)

◇義務と責任が大切

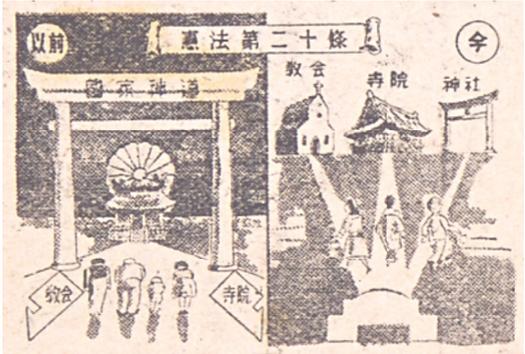
私たちは新憲法によって、ずいぶん多く
 の自由や権利を与えられたが、一生懸命努
 力して、これを大切に守ってゆく義務があ
 る。自由といっても他人の迷惑も考えずに
 勝手気ままにふるまうことではない。権利

だからといってむやみやたらにこれをふり
 回してはならない。私たちは自分の自由や
 権利を、いつでもできるだけ多くの人々の
 しあわせに役立つように使うことが大切で
 ある。(第十二条)

もしも各人がこの心がけを持たないで、
 民主主義をはき違え自分勝手なことばかり
 していたなら世の中は今までよりもいっそ
 住みにくいものになってしまいうだろう。私
 たちは権利や自由が常に義務と責任をとと
 もなうことを忘れてはならない。

◇自由のよこじり

「自由」とはいったい何であろうか。一
 口にいえば、自分の良心に従って生きるこ
 とである。長い間私たちには、その自由さ
 えも制限されていた。私たちは何とかして

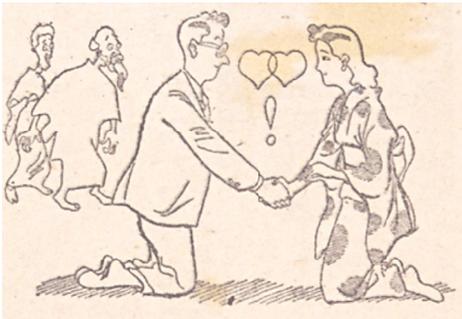


もつと自由がほしいと願っていた。いまその願いが果たされたのである。

私たちはどんな考えを持つてもよい（第十九条）。神

道でも、キリスト教でも、仏教でも、その他どんな宗教を信じてもよい。政府が私たちにたいして特別の宗教教育をおこない、この宗教を信じなければいけないなどといった許されることなくなつた。（第二十条）

私たちは、どんな会合をやっても、どん



な団体をつくつても自由である。演説をしたり、新聞や雑誌を出したりすることも自由になつた。どんな職業をえらんでもいいし、学問の自由もまた認められた。

これらはいずれも新憲法が私たちに与えてくれた贈りものである。（第二十一条—第二十三条）

◇女も男と同権

わが国では、とかく女は男より一段と低いものとして扱われがちであつた。人としての尊さは、女も男と何のかわりもない。

これまで結婚の場合など、自分がいやだと思つても親の意見に従わなければならぬことがあつた。しかし新憲法では、結婚は男女双方の気持が会つた場合だけに行われるので、自分の心に合わない結婚をさせられることのないように定めてある。

また夫婦は同等の権利を持ち、財産のことや相続のことについても、今までのように男だけを重く扱い女を軽んずるといふことのないようになった(第二十四条)。戸主や父親だけが特別に一家の中心となつていたわが国のむかしからの「家」の制度もかわつて、お互いの人格を尊び男女の平等を主眼として家庭を営むように改められた。このように男と女は全く平等になり、いままでのような家族制度にしばらくは改められることはなくなつた。そのかわりこれからの男女は

結婚や夫婦生活にたいして全く自分で責任をおう必要がある。

とくに日本の女は、いままで親や親族のいうままになることに慣れていたから、この大切な判断をする力にかけたところがあつた。新憲法で高められた女の地位を生かすためには、日本の女はさらに一層その見識を深めるように努力しなければならない。

◇健康で明るい生活

世間を見わたすと不幸な人はたくさんある。乞食、浮浪者、ゆき倒れの病人など、こういう気の毒な人々が戦争後はいよいよ多くなつてきた。

新憲法ではすべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営むことを認めており、国は気の毒な人々を助け、国民一人残らず



人間らしい生活のできるように努めなければならぬと定めてある。(第二十五条)

また国民はすべて働く権利と義務があり、働きたい人に職を与えることも国の仕事のひとつとなった。また児童に無理な働きをさせてはならない。(第二十七条)

働く人々が団結して組合をつくり、会社や工場の雇主に対して働く時間のことや賃金のことなどをかけ合うこともはじめて認められた権利である。(第二十八條)

◇役人は公僕である

憲法に定めがあったにもか

わらず、実際には最近まで警察や検事局が国民を手続なしに捕えて幾日も留置場へ入れておいたり、むごい方法で取調べを行い、むりやりに自白させたりすることも少くなかった。

新憲法ではすべてこうした不法なひどいことを固く禁じた。また罪を犯した者も必ずすみやかに公平な公開の裁判を受けられるようになった。もし間違つて罪人の扱いを受けた場合は国に対しての損害の賠償も求めることができるようになった。(第三十一条—第四十条)

これからは悪いことをしない限り、いたずらに警察や検事局をこわがる必要はなくなった。そればかりかこれからの役人は国民の生活を守ってくれる私たちの「公僕」となった。

◇国会は私たちの代表

わが国の政治のしくみは国会と内閣と裁判所の三つに分けられている。国会は国の予算をきめたり、法律をつくったり、内閣はこの法律によって政治をおこない、裁判所はこの法律を正しく解釈してそれを実行するのである。

したがって国の最高の権力をにぎっているものは国会であって、これがただ一つの立法機関である（第四十一条）。その国会の議員をえらぶのは、私たち国民であるから、私たちは、とりもなおさず国の政治の一番の大もとである。

国会は衆議院と参議院の二つから成りたっている。衆議院の組織はこれまでと大差ないが、参議院はこれまでの貴族院が、皇族、華族および一部の特権階級の人々からでき

ていたのとちがつて、衆議院と同じように、やはり私たちが選挙によって選んだ議員で組織することになった。（第四十二条―第六十四条）

国の政治に必要な費用をどう使うかということも国会で定める。

また新しい税金をとることや税金の種類をかえることも国会が法律としてきめなければやれない。（第八十二条―第八十六条）

このように国会議員の任務は、この上もなく重いものであるから私たちはほんとうに信頼のできる立派な人物をえらばなければならぬ。そして国の政治をになうものは結局は国民自身であることを私たちは深く考えなければならぬのである。

◇総理大臣も私たちが選ぶ

国の政治の責任をになうものは内閣である。その内閣の長は総理大臣である。総理大臣は国会議員のなかから国会が指名してきめるのである。つまり総理大臣も私たちが選ぶことになるわけだ。(第六十七条)

その他の國務大臣は総理大臣が任命し、その半数以上は国会議員でなければならぬ。(第六十八条)

このようにしてできた内閣は国会に対して責任をおうのであるが、いっさいの行政は内閣によっておこなわれるものである。

◇裁判所は憲法の番人

新憲法では司法権は裁判所でおこなうものと定めた。最高裁判所はこれまでと違って憲法にそむくような法律は、これを無効

とすることができる。

このように裁判所の地位は新憲法によって著しく高く重要なものとなったが、それと同時に国民と国会との力でこれを監視することができるようになった。たとえば最高裁判所の裁判官は内閣が任命するものであるけれども、これには私たちが国民がよろしいと認めることが必要である。またもしも裁判官が不適任であれば、国会によつてその裁判官をやめさせることもできる。(第七十九条)

◇知事も私たちが選挙

民主主義の政治はただ中央の政治ばかりでなく、私たちの生活にとつて最も身近かな都道府県や市町村の行政からおこなわれなければならない。

これまでの憲法では地方行政のことについては何の定めもなかった。そして政府が都道府県の知事を任命し、政府のきめた中央の方針を地方に押しつけ、地方の実際の状態にあった政治がおこなわれることは少なかった。

そこで新憲法では都道府県や市町村の政治は、その土地に住む人々が自分たちの責任で自分たちの選んだ代表者によりおこなうことにきめられた。

つまり東京都や北海道の長官、各府県の知事は、これからは私たちが選挙してきめることとなり、市長村長もまた私たちが直接に選挙するのである。(第九十二条、第九十三条)

こうして地方の政治も完全に私たちの手でおこなわれることとなった。この地方自

治こそ民主政治のもとである。

◇私たちのおさめる日本

このように新憲法は新しい日本の骨組を定め、また私たちや私たちの子孫に対して大切な権利を約束してくれた。この新憲法はわが国の最高の定めであって、他の法律や命令などもすべてこの定めにもとづくものである。

もとより前にのべたように国会や内閣や裁判所などがあって、それぞれの仕事を分担しているけれども、わが国の政治の一番大もとの力は私たち国民の手にあるのである。

日本をよい国にし、私たちの生活を明るくするためには、何よりも私たち国民の一人一人が、この憲法を正しく守つてゆく心がけが大切である。

私たちは新憲法の実施を迎え、新日本の誕生を心から祝うとともに、この新憲法をつらぬいている民主政治と、国際平和の輝かしい精神を守りぬくために、全力をつくすことを誓おうではないか。(完)

※ 以下日本国憲法を全文掲載(略)

昭和二十二年五月三日発行

発行者 憲法普及会

【解説】

憲法制定当時は、政府が音頭をとって、新憲法を普及する必要がありました。日本人の多くにとつて、主権在民も民主主義も戦争の放棄も両性の平等や、思想信条・表現の自由などの基本的人権も「健康で文化

的な生活の権利」や労働者の団結、団体交渉権も、はじめて聞くことばかりでした。

憲法に書いてあることを主張すれば、ついでこの間まで、「非国民」とか「国賊」とののしられ、逮捕、投獄されていたのですから、旧憲法下でつちかわれた、国民のマインドコントロールを解く必要があったのです。

憲法が施行された昭和二十二年五月三日、一般家庭に届けられた憲法冊子が、憲法普及会の『新しい憲法・明るい生活』です。

憲法普及会というのは、憲法公布直後の一九四六年十二月、やがて国会になる帝国議会のなかに、議員、学者、評論家、ジャーナリストなどで作られた、半官半民の組織です。会長は、憲法改正審議をおこなった衆議院特別委員会の委員長で、のちに首相

となる芦田均でした。憲法普及会は、憲法普及のための諸活動をおこないましたが、その最大の仕事がこの小冊子の発行でしたが、物資も乏しく、戦後の混乱が続く時代でしたが、二千万部が印刷され、ほぼ全戸に無料配布されました。

二〇一三年二月一七日

武蔵村山市憲法9条の会

事務局長 内田 高志

※ 国立国会図書館ホームページのテキスト、写真画像により作製し、読みやすいように、仮名づかいなどを一部あらためました。

※ 解説は、「新あたらしい憲法のはなし」（森英樹 倉持孝司編 日本評論社）を参考にしました。

武蔵村山市憲法9条の会作製
製作支援費（資料印刷代）100円